

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年5月27日

収支等命令者
佐賀県政策部危機管理・報道局
危機管理防災課長 中路 明伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品名・規格・数量 自己完結型被災地支援車両 1式
- (2) 調達物品の仕様等 別紙仕様書による
- (3) 納入期限 令和8年11月27日（金）
- (4) 納入場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイか

らキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 公告の内容に対する質問書の受付

本調達内容及び入札手続など公告の内容に質問がある場合は、別に定める質問書（様式第1号）により行うこと。

ア 質問提出期間 令和8年5月27日（水）から同年6月5日（金）午後2時まで。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

イ 質問提出方法 原則として電子メールで提出すること。
（電子メールにて提出後、電話にて到着の確認を行うこと。）

ウ 回 答 令和8年6月12日（金）までに県ホームページに掲載

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）に営業概要書（様式第3号）を添付のうえ、令和8年6月5日（金）午後5時までに担当課に持参してください。郵送の場合には、書留郵便とし、令和8年6月5日（金）午後2時までに担当課必着とします。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

5 入札参加資格の確認

4で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和8年6月12日（金）までに通知します。

6 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかに該当することになったときは、入札者の資格を失うものとします。

- (1) 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれる時。
- (3) 自己又は自社の役員等が、2の(6)のいずれかに該当することが判明したとき、又は2の(6)のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当したとき。
- (5) その他本契約に際し、契約を履行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

7 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和8年6月22日（月）10時00分

(2) 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県庁新館4階 危機管理センターB室

(3) 入札方法 入札者の直接持参による入札

(4) 入札に関する事項

入札は、別に定める入札書（様式第4号）により、本人またはその代理人が行う。
ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に別に定める委任状（様式第5号）を提出しなければならない。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入

札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を足して得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、消費税及び地方消費税を除いた入札金額を入札書に記載してください。

イ 入札金額には、自動車税は含めず、車両本体価格、付属品価格、登録及び納車にかかる諸費用に加え、検査及び登録に係る法定費用、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（25か月）、リサイクル料金の費用を含めてください。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、最初に「¥」の記号を、最後に「-」の記号を付してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の辞退

入札者は、入札書提出までに、いつでも入札を辞退することができます。この場合、速やかに入札辞退届（様式第7号）を提出してください。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

(5) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

イ 落予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとは、直ちに再度入札（第1回目を含め3回を限度）を行います。